

## 入札公告

令和6年度RPA導入及び効果分析業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福島県知事 内堀 雅雄

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度RPA導入及び効果分析業務委託
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県庁内執務室等行政経営課の指定する場所（福島県福島市杉妻町2番16号、福島県福島市中町8番2号、福島県福島市舟場町2番1号）

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去3年以内に、国または都道府県との契約において、ソフトウェア（WinActor）によるRPAを導入し、複数のシナリオを作成、その運用・保守を実施した実績を有する者であること。
- (5) 県内又は隣接県内に事業所を有し、かつ、当該業務を確実に履行できる体制を整えている者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(5)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1) 提出期限 令和6年3月8日(金)午後5時必着とする。

(2) 提出場所

郵便番号 960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部行政経営課(本庁舎2階)

電話 024-521-7893

電子メール organization\_management@pref.fukushima.lg.jp

(3) 提出方法 電子メール、郵送又は持参とする。

○ 電子メールによる提出の場合

➤ (2)記載の電子メール宛に、必要な書類の電子データを添付し、送付する。

➤ 紙の書類がある場合は、スキャン等によりデータ化した上で送付すること。

○ 郵送による提出の場合

➤ 書留郵便とする。

○ 持参による提出の場合

➤ 土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時(午後0時から午後1時までを除く)までの間とする。

#### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書等の交付場所

場所：3の(2)に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書等は、福島県総務部総務課のホームページからダウンロードすることができる。

(URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115a/somubu-nyusatsu.html>)

(2) 入札説明会の日時、場所：開催しない。

(3) 入札及び開札の日時、場所

日時：令和6年3月21日(木)午前10時30分

場所：福島県庁本庁舎2階総務課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)

その他：郵送により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年3月19日(火)午後5時までに3(2)に掲げる場所に必着のこと。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

本県業務を履行できると知事が判断した者の有効な入札であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

10 問い合わせ先

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部行政経営課（本庁舎2階）

電話 024-521-7893

電子メール [organization\\_management@pref.fukushima.lg.jp](mailto:organization_management@pref.fukushima.lg.jp)